

事務連絡
平成30年11月9日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等担当者 各位
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年度に、平成26年の石綿則（平成26年厚生労働省令第131号）の改正を踏まえ、アスベスト（石綿）含有保温材等の使用実態を含む「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」を実施し、その結果について、平成30年3月26日に公表したところです。

当該調査結果においては、一部の施設でアスベストの使用がなされていたにも関わらず、「未措置状態の施設」が見受けられました。

また、「未回答の施設」及び「分析予定の施設」についても相当数に上ることから、今般、フォローアップ調査を実施することといたしましたので、前回同様、別添「調査要領」に基づき、「未措置状態の施設」等について状況把握を行っていただくとともに、把握した内容について期限までにご報告いただきますようお願い申し上げます。